

参考資料1

環保第1215号
令和4年6月8日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文

河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）

河川水質環境基準に係る類型指定にあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられており、これらのいずれかの類型を当てはめ、水域の類型を指定することとなっています。

類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては政府が、それ以外の水域については都道府県知事がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を勘案して行うとともに、これらの事情の変化に応じて適宜改定することとされています。

現在、府内河川では、BOD等は69河川81水域に対し、水生生物の保全に関する項目は60河川65水域に対し、それぞれ類型指定を行っています。

類型指定については、平成29年1月に見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成29年度に開始してから5年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要があります。

このため、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、府内河川の類型指定について貴審議会の意見を求めるものです。